

平成30年度第1回柏市公設総合地方卸売市場運営審議会議事録

1 開催日時

平成31年3月15日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

柏市公設総合地方卸売市場 管理棟2階会議室
（柏市若柴69番地の1）

3 出席者

（委員）

中川委員，野田委員，塚本委員，藤田委員，雲津委員，松本委員，田中委員，
鶴ノ澤委員，小林委員，染谷委員，湯原委員，鍋木委員，菅野委員，佐々木委員，
森脇委員，吉元委員

（事務局）

染谷経済産業部長，熊井公設市場長，遠藤公設市場副参事，野口公設市場主幹，
吉田公設市場主任，山崎公設市場主事

4 議題

- (1) 柏公設市場整備計画の改定について
- (2) 消費税法の改正について
- (3) 卸売市場法の改正について

5 議事（要旨）

柏市公設総合地方卸売市場運営審議会条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき，委員の互選により中川委員を会長と決定した後，条例第5条の規定に基づき，委員の互選により藤田委員を副会長と決定した。

その後，次第にそって事務局が作成した資料を説明した後，自由討議を行った。その際に表明された主な意見は，次のとおり。

(1) 柏公設市場整備計画の改定について

- ・（委員）関連食品棟はどのようになるのか。
- ・（事務局）将来的に場外化に向けて検討を進める。
- ・（委員）整備計画改定のポイントは何か。
- ・（事務局）敷地が狭い中，順次工事を行うこと。大きな工事は，立体駐車場と水産棟建替工事である。
- ・（委員）立体駐車場の駐車台数300台というのは将来を見据えると少ないのではないか。
- ・（委員）市場法の改正が終わったあとの状況によって駐車場の需要が膨らんでいくのかどうなるかは，市場の経営ポジションをどう定めるかに関わってくる。

- ・(委員) 東京都の中央市場でも立体駐車場の整備から10年ほどで、仲卸の廃業や小売業者のリタイアなどにより借り手がなくなっている事例もある。
- ・(委員) 前提とする要件が流通の場合、固定施設というのは、特定目的の期限が限られてくる。
- ・(事務局) 1階部分には青果の荷捌所を作る予定である。
- ・(委員) 立体駐車場で乗用車の問題は解決されると思うが、荷物を持ってくるトラック、配送の車の駐車場や荷捌きする場も考えてほしい。
- ・(委員) 駐車場、荷捌きスペースには動線をどうするかという問題がある。動線設計をある程度考えたうえで施設の配備が必要であるが、現状、うまく使いこなさなければならない中、スピード感をもって解決すべき問題である。
- ・(委員) 水産棟が動いた跡地で量販店対応をすることは一般向けの量販店か。
- ・(事務局) 一般の方の直接利用ではなく量販店向けの荷捌きを優先と考えている。
- ・(委員) 取引の終わった後に卸売場を大口の量販店の荷捌所に使うというのはどこの市場でも大きな問題をはらんでいる。
- ・(事務局) 固定した形ではなくてタイミングに合わせて何かを作れるよう、ある程度の領域は確保したいということで空けている。
- ・(委員) 空間利用については、業者さんとすり合わせをしながら、明確にルール作りをする必要がある。
- ・(委員) 青果売場は卸売場、荷捌所、着車スペースこれら様々な機能が混在しているのが現状で、周りに車両の待機スペースもなく、入ってきた車の導線の確保ができない状況。中央道路部分に水産の荷捌所ができると青果水産双方の車の動きが難しくなるのではないか。
- ・(委員) 整備計画に対して水産部では卸、仲卸が協議会を立ち上げた。
- ・(委員) 荷捌きの効率化を考えたとき、保管場所をしっかりと低温管理し、速やかに積み込んだ方が作業効率は上がる。柏の葉キャンパスと提携して温度変化を記録するプロジェクトを立ち上げた。
- ・(委員) HACCPの要求に対して、中長期的な展望としてどう作っていくのが市場の要件になってくる。市場が発展していく中で、当然量販店は要求してくる。
- ・(委員) 荷捌き所、トラックの置き場など水産と青果の話し合いも必要になる。

(2) 消費税法の改正について

- ・(委員) 東京都は10月1日以降、外税に切り替える通達があったが、柏市の場合には税込み価格での請求となるのか。
- ・(事務局) 市場使用料については、市内の全施設一律同じ対応であり、税込み価格での申告となる。また、完納奨励金や手数料は市の関与がなく、事業者同士で決めることになる。

(3) 卸売市場法の改正について

- ・(委員) 特に直荷引きと第三者販売は卸と仲卸の間に意見の相違，認識の相違があり，当事者間で日常的意見交換による相互理解を進めたうえで開設者と話し合うことが重要である。
- ・(委員) 千葉，船橋，水戸市場などの動向を捉えているか。
- ・(事務局) まずは，近県，県内の同じような取扱量の市場などから情報収集する。
- ・(委員) 卸売市場法の改正により，開設区域が商圈になってくる。商圈自体の密度が人口減少や高齢化で薄くなっており，自然と商圈自体を拡大していかなければビジネスの量を維持できない状況もみられ，商圈設定も流動化するかもしれない。

追加議案 1 市場取引委員会の設置について

柏市公設総合地方卸売市場運営審議会条例第6条の2の規定に基づき，市場取引委員会設置の議案を追加上程し，審議会規則第2条の規定により，会長より，学識経験者2名と市場関係事業者8名全員を指名した。

追加議案 2 看板の表記について

事務局より，市場入り口に設置した看板の「一般消費者は入場できません」という表記の取扱いについて，自由討議を行った。その際に表明された主な意見は，次のとおり。

- ・(委員) 動線の設計，一般の人を入れるリスクを考え，例えば見学コースにより，ある程度一般入場者を管理することも開設者は考える必要がある。
- ・(委員) 早朝など一般の方が歩き回ると実際に危ない状況もある。
- ・(委員) 買出人と一般の方を買出人カード等で区別したり，卸売場のエリアと一般のエリアを分けるなどの管理や入場ゲートの管理も必要である。
- ・(委員) この問題は市場のスタンスの問題であり，否定的な側面，肯定的な側面のバランスを取りながら中長期的に考えていく課題である。
- ・(委員) 国際化の時代なので外国語表記も検討されたい。

今回は，柏市公設総合地方卸売市場業務条例改正案，同施行規則の答申を行えるよう，引き続き審議を行うこととした。

6 傍聴

(1) 傍聴者

なし

(2) 傍聴の状況

7 次回開催日時 (予定)

未定